議第18号

滋賀県退職手当基金条例案

上記の議案を提出する。

令和５年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県退職手当基金条例

（設置）

第１条　滋賀県職員の退職手当の支給に必要な経費の財源の確保および退職手当に係る財政負担の平準化を図り、県財政の健全な運営に資するため、滋賀県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。